

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2007年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、国際協力銀行による環境ガイドライン²の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること、環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って総裁に報告します。さらに、関係者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱
<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

²「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/confirm/index.html>

2. 2007 年度活動報告

(1) 異議申立

2007 年度(2007 年 4 月～2008 年 3 月)の異議申立受領件数は、次の 1 件でした。

異議申立受理日： 2007 年 7 月 30 日
案件名： デリー高速輸送システム建設事業
国名： インド
異議申立内容： 当該プロジェクトの CDM 案件としての認定の可能性を追求すれば、運賃の引き下げやプロジェクトコストの削減に繋がると考えられるところ、JBIC はこの可能性を十分に検討しておらず、これは環境ガイドラインの不遵守に該当する。

結論： 予備調査の結果、当該異議申立の却下を決定

(却下理由)

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)6 ページから 8 ページに定められた「環境レビュー」及び「モニタリング」の定義、また 74 ページにある道路・鉄道セクター案件の「環境チェックリスト」上では、CDM に関しての言及・規定はない。従い、申立人のガイドラインの不遵守に該当するとの主張は、本行のガイドライン不遵守を具体的に特定及び指摘するものではないことに帰する。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し本店、大阪支店、海外の駐在員事務所を通じて一般の方にも配布する一方、途上国の実務者向けセミナー等を通じ、異議申立手続の周知に努めています。

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続が 10 数年前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 50 件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも経験・ノウハウを蓄積しています。

また、世界銀行インスペクション・パネルは、国際金融機関と二国間機関に呼びか

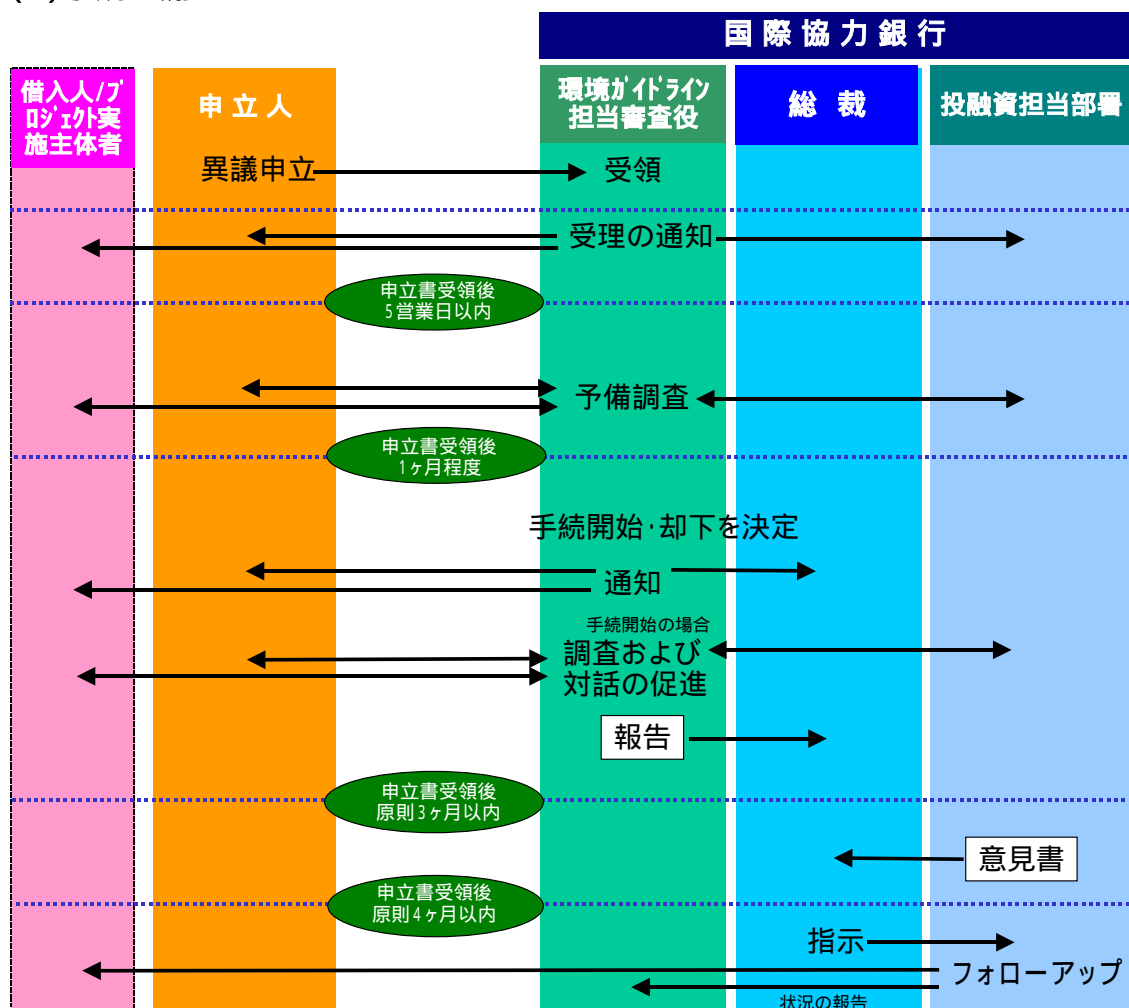
け、2004年から情報共有・意見交換を行うための非公式会合を開催しています。その第4回会合が2007年6月にロンドン(欧州復興開発銀行(EBRD)主催)で開催されました³。この会合においては、各機関の経験と問題意識を基に、市民社会・ステークホルダーとの関係、アカウンタビリティ・メカニズムへの期待と課題、各機関の活動状況及び事例、執行性の確保等について、活発な意見交換が行われました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

³ 参加機関：世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD コンプライアンス・オフィス、ADB コンプライアンス・レビュー・パネル及びスペシャル・プロジェクト・ファシリテーター、IDB インデペンデント・インヴェスティゲーション・メカニズム、アフリカ開発銀行コンプライアンス・レビュー・ユニット、EIB インスペクター・ジェネラル、EDC コンプライアンス・オフィサー、OPIC オフィス・オブ・アカウンタビリティ、CEC(北米環境委員会)、NEXI 環境ガイドライン担当審査役、本行環境ガイドライン担当審査役

参考:異議申立の手續

(1)手續の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1
国際協力銀行 環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

以上

(例)

申立書

平成 年 月 日

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)

は い ・ いいえ

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある
重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申
立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束し
ます。

以 上